

【事案Ⅳ－３】車両共済金および中断証明書発行請求

・平成 30 年 3 月 23 日 裁定打切り

<事案の概要>

平成 26 年の夜間高速道路走行中に対向車の飛び石によると思われる車体の損傷、平成 27 年のホームセンター駐車場でのいたずらによると思われる車体の損傷にかかる修理費用について、申立人の加入する自動車共済の車両共済金の請求を行ったところ、被申立人らは、損害原因の外形的事実の証明がなされておらず、また本件損害が偶然の事故により発生したことの証明もなされていないとして、車両共済金の支払を拒否した。

当該車両については、修理を行わずに平成 28 年 9 月に売却したため、申立人の加入する自動車共済契約が同年 10 月に期間満了となるに際して継続手続きを行わず、中断証明書の発行を申請したところ、被申立人は、申立人の当該契約車両は自動車共済の共済期間終了後に移転登録手続きを行っており、中断証明書の発行条件である「契約期間内に廃車、譲渡を行うこと」に該当しないとして、中断証明書の発行を拒否した。

このことから、申立人は上記 2 事故の車両共済金の支払および本件自動車共済契約の中断証明書の発行等を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人らは、自動車共済の車両共済金（合計 2 回の修理代見込み約 380 万円）の支払、自動車共済中断証明の発行、謝絶状態の撤回を行うこと、および被申立人ら委任弁護士の弁護士資格の剥奪の判断を求める。

(1) 平成 26 年 10 月、高速道路を走行中に両脇から追い越された数台の車から飛び石を受け、翌朝にガラスの欠けや塗装全面の剥げに気づき、被申立人らに事故連絡した。

調査会社の調査の後、被申立人らの委任弁護士から「警察への届出が無く、証拠も無い。申立人はサーキット場での走行経験もあるため一切の修理費用を支払わない。」との回答があった。

当該車両でサーキット場に近づいたことは無いし、高速道路走行中のことで、状況が明らかになったのは翌朝のことであったため警察への届出はしていない旨を伝えたと、訴訟提起か請求取下げの二択を迫られたため、対応を放置し泣き寝入りの状況を余儀なくされた。

(2) 平成 27 年 10 月、ホームセンター駐車場に駐車中の当該車両右側ドア、リアフェンダーに鍵かキーホルダー様の物でひっかけ傷を付けられた。この時はその場で被申立人らと警察に連絡を入れ、被害届を提出するとともに、被害発見の数時間前に

たまたま撮影していた傷がつく前の当該車両の携帯写真を被申立人らに提出した。

被申立人らからは、当初修理を認めるとの回答があったが、フロントフェンダーにも少しぼかしを入れて欲しいとの要望を被申立人らに伝えたところ、前回と同様の調査会社による調査が入った。

その後、前回と同じ弁護士から、「事故の態様が不自然かつ用意周到であり、一切の修理費用を支払わない。」との回答があり、前回同様、訴訟提起か請求取下げの二択を迫られたため、再び対応を放置し泣き寝入りの状況を余儀なくされた。

- (3) 車は修理をせずに平成 28 年 9 月の車検切れと同時に売却することになったが、酷い理屈をつけて共済金を支払わない被申立人らの自動車共済はこれ以上続けたくないと思い、それまでずっと無事故で等級も最高等級まで来ていたことから、中断証明書の発行を請求したところ、被申立人らおよび弁護士から「謝絶状態となった契約者とは今後契約しない。また中断証明書は発行できない。」との文書が届いた。
- (4) 実際に事故が起きているのに 1 円たりとも共済金を支払ってもらえないこと、謝絶状態となったという理由で中断証明書は発行されず、次の保険会社に等級を引き継げないことは全く理解ができない。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

(1) 車両共済金の支払について

① 平成 26 年 10 月発生の事故

- ・ 当日の道路状況について、大量の小石、砂利が降り注ぐような道路状況、道路管理会社への通報があったことは確認されておらず、申告内容との辻褄が合わない。また、これほどの被害に遭いながら警察に連絡をせず、かつ、帰宅後も直ぐに損傷個所を確認しておらず、申立人の行動は不自然である。(事故の外形的事実の証明ができていない。)
- ・ 車両の傷は全面かつ多数に及んでいるが、高速度での走行中であっても 1 回の飛び石で生成されたものとは考え難い。また仮に長い間に徐々に発生したものである場合、1 つ 1 つの事故に対してそれが偶然の事故あるとの証明がなされなければならないし、そもそも「損害が発生した」と言えるかも疑問である。(「偶然の事故」の証明が無い。)

② 平成 27 年 10 月 16 日発生の事故

- ・ 事故当日出発前(事故発生前)に契約車両の写真を(しかも被害に遭った右側パネル部分を中心に)撮影し、さらに警察の現場検証の際に被害箇所の写真を調査員に提出していることはあまりにも用意周到過ぎであり、申立人の事故発生状況の証言に不自然な点が多い。
- ・ 当該契約車両は維持費も高く、売却を考えていたところだったとのことであり、

前回の①事故による傷も未修理であることから、保険金取得目的の作為的な事故も疑われる。

- ・ これらの状況から、悪戯傷の外形的事実が「合理的な疑いを超える程度に立証された」とは到底判断できない。

(2) 中断証明書の発行および謝絶状態の撤回について

- ・ 申立人の契約車両は、登録事項証明書によると、本件自動車共済の契約期間終了後に移転登録を行っている。中断証明書発行は「契約期間内に廃車、譲渡を行うこと」が条件である。
- ・ 申立人より、車両売買契約書、売買代金が振り込まれた預金通帳の写しが提出されているが、これらは公的な証明には当たらない。

(3) 被申立人ら委任弁護士資格剥奪について

申立人の共済金請求、並びに中断証明書発行要請に対して、代理人として合理的な説明をしたまでである。

<裁定の概要>

被申立人らより、債務不存在確認請求事件として訴訟提起され、平成30年2月6日付けで訴訟係属されている旨の証明書類による報告を受けた。

審議会において訴えの内容を確認したところ、下記のとおり、裁定手続規則第28条第二号に規定する事由に該当するものと判断し、本裁定申立案件については裁定審議を打ち切るとともに、同規則第30条第1項第二号により裁定手続を終了することとした。

- (1) 裁定申立書の申立ての趣旨のうち、車両共済金の支払い、および自動車共済中断証明書の発行（その前提となる自動車共済契約謝絶状態の撤回）については、いずれも前記債務不存在確認請求訴訟における請求の趣旨に該当するものと認められ、裁定手続規則第16条（裁定審議を行わない場合）第三号「申立事項について、訴訟が終了もしくは訴訟中または民事調停が終了もしくは民事調停中の紛争に係るもの」に該当する。
- (2) 同裁定申立書の申立ての趣旨のうち、被申立人ら委任弁護士資格剥奪については、弁護士法に基づく欠格事由または所属弁護士会が実施する懲戒制度に関わる問題であり、当審査委員会において何ら権限を有しないことから、裁定手続規則第16条第十号に規定する「申立ての内容が、その性質上裁定を行うに適當でないと認められる場合」に該当する。